

平成21年度の主な改正点及び制度の内容について

介護サービス情報の公表 制度をご存知ですか？



平成18年度からはじまった「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して、より適切に選ぶための情報をインターネットで提供する仕組みです。

指定情報公表センターホームページ
<http://www.kaken-shakyo.jp/kohyo/>

1 制度施行4年目にあたる今年度は、次のような改正が実施されます

公表対象サービスが50種類に増えます

既存の35介護サービスに加え、療養通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など15介護サービスが追加されます。（下線が平成21年度追加サービス）

※ただし、前年度の介護報酬が100万円以下の事業所は対象外

居宅系サービス（在宅で受けるサービス）

※介護予防サービス含む

- ・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・療養通所介護 ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売
- ・小規模多機能型居宅介護 ・居宅介護支援 ・短期入所生活介護

施設系サービス（施設に入所して受けるサービス）

※介護予防サービス含む

- ・特定施設入居者生活介護（有料・軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅 ※外部サービス利用型含む）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料・軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅）
- ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・短期入所療養介護（介護老人保健施設・介護療養型医療施設）

調査手数料が改定されます

調査員2名で実施されていた介護サービス事業者の訪問調査について、平成21年度以降は1名以上とする介護保険法施行規則の改正に伴い、**調査手数料が引き下げられました**。なお、公表手数料については、昨年度と同額となります。

区分	事業者が負担する手数料(単位:円)		
	調査手数料	公表手数料	計
居宅系	25,000(昨年36,000)	12,000	37,000
施設系	27,000(昨年40,000)		39,000



2 公表されている情報内容は、次のとおりです

「介護サービス情報」には「基本情報」と「調査情報」があり、介護サービスの種類ごとに公表されます。

基本情報

事業所名、所在地、連絡先、職員数、定員、利用料金などの事実情報（介護サービス事業者が報告した情報）がそのまま公表されます。

調査情報

介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する情報について、指定調査機関の調査員が訪問調査を行い、事実確認した情報が公表されます。

介護サービスの選択に「介護サービス情報の公表」制度をご活用ください！

お問い合わせ先

鹿児島県指定情報公表センター
 (社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 利用支援センター)

TEL 099-257-5700

FAX 099-257-5707

E-mail kohyo1@kaken-shakyo.jp